

【 開 放 時 間 】

開放施設区分		開放する日	開放する時間
小 学 校	体 育 館	休業日	午前 9 時から午後 9 時 3 0 分 (※祝日・日曜は午後 4 時 3 0 分まで)
		休業日以外	午後 5 時から午後 9 時 3 0 分
	運 動 場	休業日	午前 9 時から午後 7 時 (※祝日・日曜は午後 4 時 3 0 分まで)
		休業日以外	午後 5 時から午後 7 時
中 学 校	体 育 館	休業日	午前 9 時から午後 9 時 3 0 分 (※祝日・日曜は午後 4 時 3 0 分まで)
		休業日以外	午後 6 時から午後 9 時 3 0 分
	運動場 野球場 テニスコート	休業日	午前 9 時から午後 9 時 3 0 分 (※祝日・日曜は午後 4 時 3 0 分まで)
		休業日以外	午後 6 時から午後 9 時 3 0 分

※休業日…休日並びに日曜日、土曜日を除いた日

ただし、年末年始期間及び学校閉庁日は、開放しない。

また、規則上の施設開放時間外に利用する場合、学校長と町教委が協議し、利用を許可する
場合がある。